

## 米子市地域防災計画（原子力災害対策編）及び米子市広域住民避難計画修正概要

### 1 修正理由

米子市地域防災計画（原子力災害対策編）及び米子市広域住民避難計画は、これまで、国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正、鳥取県の地域防災計画並びに広域住民避難計画の修正及び原子力防災訓練の検証結果等を踏まえ、必要な修正を行ってきた。

令和3年3月に鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画が修正されたことに伴い、この度、本市においてもその修正内容などを踏まえ、所要の修正を行うもの。

### 2 米子市地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目

#### （1）避難先の多重確保＜第2章第8節3関係＞

自然災害、感染症の流行等により事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県が、県内に加え県外においても避難先を追加確保するよう努める旨追記した。

さらに、県外の避難先が受入れできない場合は、県が国等に対し受入れの調整を要請する旨追記した。

#### （2）安定ヨウ素剤のドライブスルー方式等での配布の検討＜第2章第11節4関係＞

安定ヨウ素剤を緊急配布する際、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（ドライブスルー方式等）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討する旨追記した。

#### （3）避難退域時検査に係る車両検査の先行実施＜第3章第4節5関係＞

避難の際、避難者は指定された避難退域時検査会場にて放射性物質付着の有無について検査を受けることとしているが、県が必要に応じて車両検査を先行実施するための検査会場を主要経路上に開設して検査を行い、避難退域時検査の円滑化を図る旨追記した。

#### （4）感染症流行下における対策＜第5章関係＞

新型コロナウイルス等の感染症流行下における対策について、換気についての考え方等、放射線に対する防護措置と感染症対策を可能な限り両立させるための基本的考え方や、感染症対策資機材の整備や避難車両の追加確保、感染症流行下を想定した訓練の実施等、体制の整備等について追記した。

### 3 米子市広域住民避難計画の主な修正項目

#### （1）安定ヨウ素剤のドライブスルー方式等での配布の検討＜第3章第5節6関係＞

安定ヨウ素剤を緊急配布する際に避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（ドライブスルー方式等）を検討する旨追記した。

#### （2）新型コロナウイルス等感染症下における避難＜第3章第5節12関係＞

新型コロナウイルス等の感染症流行下における避難について、屋内退避時、避難中等の各段階や、一時集結所、避難退域時検査会場等の各場所における対策について追記した。